

太陽光発電ローン

令和5年3月6日現在

商 品 名 (愛 称)	太陽光発電ローン
ご利用いただける方	・年齢が満18歳以上のお客さま。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人のお客さま。 ・当金庫の融資条件に合致するお客さま。
使いみち	・自家用太陽光発電設備設置（蓄電池含む）資金及びこれに伴うリフォーム資金
融資限度額	・500万円以内
利用期間	・10年以内
融 資 利 率	・固定金利2.5% ※金融情勢の変化等により、融資利率の見直しを行う場合がございます。
融資形態	・証書貸付
返済方法	・元利均等返済または元金均等返済 ・ボーナス月増額返済の併用もできます。 - 但し、ボーナス返済分元本は融資金額の50%以内とします。
連帯保証人 ・担 保	・保証人は原則不要 ・担保は原則無担保
手数料	・融資実行手数料2,200円（税込）をいただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問い合わせください。

北 群 馬 信 用 金 庫